

2 月 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録

日時：令和7年2月19日（水） 午後1時

場所：山口県教育庁教育委員会室

（公開）

<p>教 育 長</p>	<p>それでは、ただいまより令和7年2月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>伊藤委員、廣兼委員よりしくお願いします。</p> <p>それでは、本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思います。本日の議題のうち、議案第15号、報告事項3、協議事項2は、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承 認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案第15号、報告事項3、協議事項2については非公開で審議することといたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>それでは、議案第1号「令和7年度山口県一般会計予算についての意見の申出について」です。議案は、資料①の2ページ以降に掲載しておりますが、議案第1号別冊資料①で概要を説明いたします。1ページをお開きください。</p> <p>予算の基本的な考え方についてです。県教委では、本県教育を取り巻く社会状況の変化や子どもたちの状況、国の動向等を踏まえ、令和5年10月に策定した山口県教育振興基本計画に基づき、本県の教育課題に対応した諸施策を総合的・計画的に推進しています。こうした中、5年間の計画期間の中間点となる令和7年度の当初予算は、計画の実現に見通しをつけるなど、本県教育の振興に確かな道筋をつけていく予算と位置付けました。その上で、計画に掲げた諸施策を着実に推進するとともに、その中でも、本県教育が直面する重要課題に対応するため、特に重点的に取り組むべき五つの重点施策を掲げ、教育目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』」を育成すべく、積極果敢に挑戦していく、という考え方のもとで予算編成を行ったところです。</p> <p>2ページです。予算規模についてですが、来年度の県教委関係の当初予算額は、約1,219億88百万円となりました。毎年の増減が大きい給与関係経費を除いて比較しますと、約237億円となり、前年度比で143.5%、71億9千万円の増額となったところです。</p> <p>3ページを御覧ください。経費別の主な増減理由について申し上げますと、給与関係経費は約79億円の減額となっており、これは定年</p>

延長に伴う退職手当額の減などが要因です。一般行政経費は約47億円の増額となっており、これは「学校施設の照明LED化関連事業」の新規実施などが要因です。また、施策的経費は約22億円の増額となっており、これは「やまぐちスマートスクール構想推進事業」の増額などが要因となっています。

4ページを御覧ください。令和7年度重点施策についてです。冒頭で申し上げたとおり、県教委では計画に掲げた諸施策を推進するとともに、その中でも本県教育が直面する重要課題に対応するため、来年度、特に重点的に取り組む五つの重点施策を掲げたところであり、その内容を4ページにお示ししています。それでは、令和7年度当初予算案における主要事業について、重点施策に沿って、新規事業と拡充事業を中心に事業の概略について御説明いたします。

5ページを御覧ください。重点施策1「文理横断的・探究的な学びの推進」のうち、新規事業の「DXで未来を創る！やまぐち探究レベルアップ事業」についてです。来年度、文理探究科を新たに設置する6校をリーダースクールと位置付け、中核教員を育成するための研修や学習の質を向上させるための講座を実施するなど、文理横断的・探究的な学習の高度化を図り、その取組・成果を広く県内に発信・横展開することで、探究的な学習活動を推進します。

次に、新規事業の「学校マネジメント力強化推進事業」についてです。市町立小・中学校の校長等の管理職を対象とした、学校マネジメントに関する研修など、マネジメント力の強化や、教員同士が学び合う環境を構築することで、組織的な教育活動の実践を推進します。

6ページを御覧ください。重点施策2「いじめ・不登校等対策の一層の強化」のうち、まず、抜本的な見直しを行った「誰一人取り残されないいじめ不登校対策事業」についてです。来年度は、いじめ等の問題行動や不登校等の未然防止・早期発見・早期対応に向け、様々な困難を抱える全ての児童生徒が、安心して学ぶことのできる学校づくりを推進します。具体的には、スクールカウンセラーの配置拡充や「心の健康観察アプリ」の全県立学校への導入など、相談体制の一層の充実を図ります。また、不登校等児童生徒の校内の居場所づくりとして、校内教育支援センターを新たに設置する市町へ補助を行うとともに、困難事案等に係る組織的な対応を強化するため、警察OBや学校管理職OBを新たに配置することとしています。

次に、スライド右上、拡充事業の「不登校対策のためのステップアップルームの取組強化」についてです。先ほど、市町が行う校内教育支援センターの取組について説明しましたが、県が配置するサポート教員が別教室で個別支援を行う「ステップアップルーム」の取組についても、サポート教員の増員により配置校を拡大し、個別支援を一層充実させることで、教室復帰や不登校の未然防止に向けた取組を強化します。

次に、その下、新規事業の「スクールロイヤーによる支援体制の強化」についてです。複雑化するいじめ等への対応など、法務の専門家への相談を必要とする事案に対応するため、県教委内に新たに弁護士を配置し、支援体制の強化を図ります。

7ページを御覧ください。重点施策3「『やまぐちスマートスクール構想2.0』の推進」のうち、「高校段階における1人1台端末整備

のBYAD化」についてです。新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル技術を活用して質の高い教育を提供するため、令和2年度に整備した1人1台端末が更新時期を迎えます。その更新に当たり、県教委では、生徒一人ひとりにあった活用を促進するため、令和8年度の入学生から順次、BYAD、すなわち、県教委が指定した端末を保護者が購入し、活用する方式に移行することとしました。端末の保護者負担への移行に当たりましては、端末購入費の一部を補助することとするとともに、低所得者世帯を対象とした支援などを実施します。

次に、継続事業の「やまぐちスマートスクール構想推進事業」についてです。義務教育段階の1人1台端末の更新については、国の補助事業を活用し公費により整備することとなっています。そのため、右下の方に記載しておりますが、市町へ補助金を交付するとともに、複数市町での共同調達を支援することで、市町における端末の計画的な更新を推進します。

8ページを御覧ください。続いて、新規事業の「教育DX推進に向けた県立学校ネットワーク高速化事業」についてです。県立学校のネットワークを、国の「学術情報ネットワークSINET」に接続し、高速化を図ることで、全ての県立学校において、より積極的な端末の活用を促し、教育DXをさらに推進します。

次に、拡充事業の「生成AIを活用した家庭と学校の学びの好循環創出事業」についてです。来年度は、県内の全ての公立中学校において、生成AI・学習アシスタントアプリを導入し、その学習効果等を中学生や教員に実感してもらうことで、令和8年度以降の市町での導入を後押しします。

9ページを御覧ください。重点施策4「教員確保と学校における働き方改革の推進」のうち、拡充事業の「教員業務支援員の配置」についてです。市町立小・中学校における教員業務支援員の配置人数を大幅に拡充し、教員の長時間勤務の更なる改善と、学校の持続可能な指導・運営体制の構築を図ります。

次に、その下、拡充事業の「教職員採用等選考実施費」では、試験日程の約2か月の早期化や、第一次試験における大学3年生受験制度の導入など、教員採用候補者選考試験の改善を図り、教員志願者の著しい減少による教員不足へ対応するとともに、優秀な教員志望者を確保します。

次に、右側、新規事業の「公立高校入学者選抜WEB出願システム導入事業」についてです。オンラインによる出願やキャッシュレス納付など、Web上で出願の手続きが完結する環境を構築し、生徒と保護者の利便性の向上を図るとともに、中学校や高校の教職員の抜本的な負担軽減を図ります。

10ページを御覧ください。重点施策5「魅力ある教育環境づくりの推進」のうち、新規事業の「県立学校施設等の照明LED化関連事業」と「県立学校施設等のトイレ洋式化」についてです。教育環境の更なる向上に向けて、県立学校等の照明LED化やトイレの洋式化を集中的に実施します。また、継続事業の「県立学校施設整備事業」においては「第3期県立高校将来構想」に基づく、県立高校の学校・学科の再編整備や、併設中学校設置に伴う施設整備、老朽化施設の建替

	<p>え整備など質の高い教育環境の整備と安心・安全な教育環境の整備を一体的に進めます。</p> <p>11ページは教育振興基本計画に掲げている六つの施策の柱をお示ししています。12ページから14ページまでは、この六つの柱に沿って、先ほど説明した重点施策の事業を含め、主な事業の事業名と予算額を一覧表で整理しています。</p> <p>15ページは、来年度の教育委員会関連のイベント等を掲載しております。県立山口博物館では、山陽新幹線の全線開通50年を記念し、特別展「山陽新幹線50年展」を開催します。16ページでは、全国高等学校総合体育大会いわゆるインターハイの中国5県での開催について掲載しています。県教委関係の当初予算案の概要は以上のとおりです。この令和7年度当初予算案につきまして、県議会の議案提出に先立つ知事からの意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して異なる旨の意見を申し出ましたので報告し、承認を求めるものです。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から議案第1号について説明がありましたますが、意見、質問はありますか。</p>
和 泉 委 員	<p>教育振興基本計画に基づいた取組や、令和7年度の重点施策など、様々な施策を盛り込んでいただいているなどと思いました。一つ確認というか質問なのですが、7ページの「やまぐちスマートスクール構想2.0」で、高等学校段階の1人1台端末について、BYAD化ということですが、3分の1を県の方で補助していただくということで、大変保護者としても生徒としてもありがたい制度だなどと思っております。これは今までは無償配布、財政面からもなかなか難しいということで、今回からこのような補助ということですが、具体的に端末はこれからの設定だと思うのですが、保護者の負担としてはどのくらいになるのでしょうか。</p>
教育情報化推進室次長	<p>これまで県のほうで整備しております1人1台端末につきましては、公費で負担し、生徒に貸与するという形式になっております。これを令和8年度入学生から端末を日常的に使う文房具のように、子どもたちが制限なく使いこなす、そういったことを進めていく上で、保護者に負担していただくものです。実際の費用としましては、今想定しておりますのが高等学校におきましては、本体価格が今7万1千円程度で、補助額が2万3千円と保護者の方の負担が4万8千円程度になっております。それから特別支援学校につきましては、iPadを想定しておりますけれども、端末の本体価格7万2千円を想定しております、これは就学奨励費という制度を活用しておりますけれども、この制度がこのまま変更なければ、5万1千円の補助があります。それで保護者の負担としては、2万1千円程度と見込んでおります。</p>
和 泉 委 員	<p>入学早々は制服とか鞆とか、いろいろ物入りな時期なのでこういった補助や制度があるのは非常に保護者の方々も助かるなどと思いますが、高額なものだと思いますので、壊れたときとかの費用について教</p>

<p>教育情報化推進室次長</p>	<p>えてください。</p> <p>今後、端末を個人で所有するということになります。販売につきましては今後業者選定をしていきますけれども、専用のWebサイトを構築しまして、そこから保護者が購入していくという形をとろうとしています。その中に、端末の保障という部分がありまして、おそらく3年間保障というものを付けていただくようになると思うんですけれども、こういった故障につきましてはその保障の範囲で対応していくものと思います。修理に出している期間、端末は県のほうで予備機を各学校に持っていただいて、その修理期間中はその予備機で対応していくという想定です。</p>
<p>和 泉 委 員</p>	<p>これからの教育には欠かせないものだと思いますので、生徒に支障のないようにご対応をよろしくお願ひします。それとの関連で8ページ目ですが、県立学校のネットワークの高速化事業ということで、図の中の36校が対象ということですが、これまでそういう話をちよくちよく聞きかじったわけですが、授業において複数クラスが同時にインターネットに接続した場合、一部の端末の遅延が発生ということが起こっているということですが、これの実態把握とかはされていますでしょうか。端末を買わせるとなると、それなりの環境の整備じゃないとせっかく買ったのに、ということになると思います。現状36校ということですが、他の高校の状況等も含めて状況等を聞かせてください。</p>
<p>教育情報化推進室次長</p>	<p>現在県立学校のネットワークのスピードは、実測ですけれども、250Mbpsです。この数字だけお伝えしてもなかなかわかりづらいかと思いますが、学校の規模、接続する生徒の人数によってもその学校が備えるべき帯域、スピードというのが変わってきます。それにつきましては、今年度当初に文科省が、学校の規模ごとに一校当たりの推奨帯域というものを定めております。例えば500人程度の学校の規模であれば、500Mbpsが適切である。これは全ての生徒が一斉にネットワークに繋いでも支障が起こらないという水準で基準が定められているというものです。そういった観点で生徒の在籍人数で判断をしております、今対象となっている36校、これについては文科省が示す推奨帯域を満たしていないところになりますので、文科省の定める推奨帯域を満たすように高速化を図っていきます。</p>
<p>和 泉 委 員</p>	<p>ぜひ、環境の構築をよろしくお願ひします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>10校はモデル的に昨年からやっているということによろしいですか。</p>
<p>教育情報化推進室次長</p>	<p>そうです。今、お示ししました36校というのは、令和7年度に整備するのが36校です。実は先行して今年度当初、中心校10校に対して専用回線を経由しましてSINETに接続しております。こちらの学校では、全校生徒が一斉にインターネットに繋いでも大丈夫だということで、全校生徒を対象としてデジタルのイベントを開いたり、</p>

伊藤委員	<p>あとは生成AIをたくさんの生徒が一斉に使ってみたりと、そういった新たな学びを展開できるようになっています。</p> <p>昨年の10月、周南市の岐陽中学校で生成AIを活用した授業を視察して参りました。生成AIを活用した授業ということに対してすごく不安と言いますか、どのような授業で生成AIをうまく学びに活かしているのかというところがまだよくわからなかったのですけれども、校長先生のお話や授業の形態を聞いて、そして実際の生成AIを使った授業を見せていただいて、すごく腑に落ちて納得しました。その中で岐陽中学校はモデル校だったので、いち早く推進されているということなんですけれども、これが今後各学校にも実施されていくことで、そういう詳しい保護者への説明というか、そのあたりの御説明をいただけたらなと思います。</p>
義務教育課長	<p>生成AI学習アシスタントアプリにつきましては、今年度県内7校の中学校で導入し、モデル校の一つである岐陽中学校を視察していただきました。今、そのモデル校からすでに横の繋がりですべて市内の各中学校にモデル校の情報が展開されています。そういった形で広めているのですが、来年度は全ての中学校でこの生成AIを用いることになることから、この情報についてはもうすでに教育長協議会、あるいは各中心校校長会等を通じて予告をしております。詳細についても、4月の最初から展開できるような準備を進めているところです。また保護者配布用の説明等については、まだ準備ができていないところが実情なのですが、それについても詳しく保護者の方々に分かっていたけるようなものを、4月の段階で準備できるように進めたいと思っております。</p>
伊藤委員	<p>私は周南市の来年度中学校に入学する子どもをもつ保護者の何人かとお話をするところがあるのですが、とても反対意見をもっている方でした。そこで私が視察したことをお話ししたら、とても納得されました。小学校6年生の保護者、来年から中学生になる子どもの保護者は、こういう生成AIの学習が入るということに不安を感じています。小学校と中学校の連携をきちんとしておかないと、保護者が少し不安になるのかなと感じました。</p>
義務教育課長	<p>生成AIという言葉自体も新しい言葉なので、不安を与える印象もあるかとは思いますが。そこで、本県が採用しようとしている生成AI・学習アシスタントアプリなのですが、この中の情報、例えば答えは直接教えないだとか、不適切な質問に対しては一切答えないだとか、そういった保護者の方々にとって安心に繋がるような情報を積極的に提供できるよう努力します。</p>
藤田委員	<p>タブレット端末の関係で2点ほど素朴な質問なんですけれども、高校生はWindowsで特別支援学校はiPadということですが、なぜ違うのかなと思いました。操作性の問題とかが関係しているのでしょうか。また、その生成AI等のアプリを入れていると思うのですが、卒業した後そのタブレット端末のアプリはどうなるのでしょうか。</p>

教育情報化推進室次長	<p>か。今度から購入ということは、個人の物になった場合、タブレット端末内のアプリの取扱いというのは何か考えているのでしょうか。初期化されたりするのでしょうか。</p> <p>まず1点目の高校の方がWindows端末で、特別支援学校の方がiPadを使う件について、選定の理由としましては、まず高等学校におきましては卒業後に進学、就職を控えております。大学におきましてもWindows系の端末を使っていることが多いこと、企業においてもWindows系のOSを使っていることが多いところを考慮しまして、Windows端末としております。また、学校の中での学習活動もWindowsの方が操作性やセキュリティの面で優位性があると判断をしたところですが、また、特別支援学校につきまして、iPadということなんですけれども、まずiPadのインターフェイスといいますか、使い勝手が非常に使いやすいといえますか、使い手優先の仕様になっておりますので、障害を乗り越えて、いろいろな学びが実現できるという点であるとか、あるいはアプリが非常に充実しておりますので、特別支援学校における学びが充実すると考えております。また、義務教育段階といいますか、特別支援学校の小学部や中学部においてもiPadを使用しておりますので、その継続性というところも判断の一つになっております。</p> <p>2点目ですけれども、個人負担になった場合は個人所有となりますので、卒業後もそのまま端末を個人で所有していただく、そこに付随しているいろいろな自分の制作物であるとか、そういったものは持って行ってもらう、個人持ちであるということです。</p>
教 育 長	<p>アプリなどはどうなるのでしょうか。</p>
教育情報化推進室次長	<p>アプリもいろいろとありまして、例えば基本ソフトであるMicrosoft 365、ワードやエクセルなのですが、こちらは県の方でアカウントを購入しております、3年間は県の負担で使えますが、卒業後はアカウントが使えなくなりますので、個人で購入をしていただくということになります。</p>
木 阪 委 員	<p>先ほどのSINETというものについてですが、基本的には学習で使うのが便利だと思うのですが、生徒さんの数が減っていく中で、部活動、例えばeスポーツとか、そういった形のものへの期待といいますか、そこまでも足りうるものなのか、お聞かせいただければと思います。</p>
教育情報化推進室次長	<p>学校において活用するところでは、授業以外の部分でも現在使われております。特別活動であるとか学校行事、それから委員会活動、あと部活動で使われておりますので、引き続き、ネット回線が太くなるということで、より快適な環境で使えるものと思います。ただ、eスポーツというところは、まだ研究不足のところもあって、どれだけネットワークに負荷がかかるかというところは今後研究してみないと分かりません。放課後は授業が無いので、そんなにネットワークが混雑することはないかなと考えてはおります。実際やってみないと分からない部分が多くあります。</p>

教 育 長	<p>冒頭、教育政策課からも申し上げましたけれども、来年度の予算というのは、教育振興基本計画という5年間の計画、その中間となる令和7年度の予算ということで、計画で定めた目標の実現に向け確かな道筋をつけることができる予算だと思っております。そういった意味で、私としても本県教育に直結する重要な課題、こちらに真正面から向き合って、積極果敢に来年度挑戦していきたいと思っておりますので、引き続き御支援していただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	<p>議案第1号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第2号について、引き続き、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは、議案第2号「令和6年度山口県一般会計補正予算（第5号）についての意見の申出について」御説明します。資料①の11ページからが関係資料となりますが、このうち、14ページの令和6年度2月補正予算案の概要についてという資料により御説明します。</p> <p>はじめに、1の歳出予算の表の太線で囲んでいる部分、補正額の欄を御覧ください。まず、給与関係経費は、給与改定に伴う教職員退職手当給付費の執行見込みの増などにより、4億953万1千円の増額となりました。</p> <p>次に、一般行政経費は、非常勤職員給与費や教職員旅費の執行見込みの減などにより3億1,561万1千円の減額となりました。</p> <p>次に、施策的経費の通常分ですが、高等学校等の授業料の負担軽減を図る就学支援金の執行見込みの減や奨学給付金の執行見込みの減などにより、4億961万3千円の減額となりました。</p> <p>次に、施策的経費の経済対策分ですが、義務教育段階における1人1台タブレット端末等の更新に係る基金の積み立てのための経費を計上しており、15億620万2千円の増額となりました。</p> <p>次に、県営建築事業費ですが、県立高校の外壁改修工事への対応による増などにより、合計で1億9,779万7千円の増額となりました。</p> <p>次に、災害復旧費は、本年度の執行見込みの減により、4,594万2千円の減額となりました。</p> <p>これらの結果、2月補正全体額は合計欄にありますとおり、13億4,236万4千円の増額となっています。補正後の県教委の予算総額は、1,240億3,703万7千円となります。</p> <p>続いて、来年度への繰り越しに係る、2の繰越明許費についてです。まず、校舎改築費及び施設整備費において、工法変更に伴い、関係者との調整に不測の日数を要した等のため、繰越が必要となりました。</p> <p>次に、大規模改造事業費において、入札不調により、入札手続きに不測の日数を要した等のため、繰越が必要となりました。</p> <p>次に、施設改造費において、関連工事との調整に不測の日数を要した等のため、繰越が必要となりました。よって、合計で23億642</p>

	<p>万3千円の繰越明許費を予算計上しようとするものです。この補正予算につきましても、先ほどの当初予算と同様、県議会への議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので報告し、承認を求めるものです。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から議案第2号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>議案第2号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	<p>議案第2号を承認いたします。 続いて議案第3号について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>議案第3号について、御説明させていただきます。資料②の23ページをお開きください。「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についての意見の申出について」御説明いたします。</p> <p>まず、1の改正の趣旨ですが、刑法等の一部を改正する法律により、懲役・禁錮が廃止され、「拘禁刑」が創設されたことに伴い、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の一部を改正しようとするものです。</p> <p>2の改正の概要ですが、条例中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。</p> <p>3の施行期日については、令和7年6月1日としております。これらの条例の制定につきまして、県議会の議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので報告し、承認を求めるものです。以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教職員課から議案第3号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>議案第3号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	<p>議案第3号を承認いたします。 続いて議案第4号から議案第8号については、関連がありますのでまとめて教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは、私の方から、議案第4号から第8号まで通して御説明します。まずは、議案第4号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案第5号「一般職に属する学校職員の給与</p>

に関する条例の一部を改正する条例」についての意見の申出についてです。議案第4号は、資料①の29ページから、議案第5号は資料①の108ページからですが、32ページの概要により御説明します。

なお、別冊資料として、関連条例の新旧対照表もありますので、御参照ください。

まず、1の改正の趣旨ですが、今年度の人事委員会勧告に基づき、一般職の給与に関する条例等の一部を改正しようとするものです。

2の改正の概要、(1)令和6年度の給与改定の①の給料表ですが、全給料表について、引き上げ改定をしようとするものです。②の諸手当のイの期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ1.25月分に、ウの勤勉手当について、それぞれ1.05月分とするものです。今回の改正によりまして、年間の支給割合は両手当を合わせて0.10月分引き上がることとなります。③の施行期日等ですが、規則で定める日から施行し、令和6年4月1日から適用することとしております。

続いて33ページ(2)社会と公務の変化に応じた給与制度の整備、給与制度のアップデートへの対応についてですが、①の給料表については、給料表の構造を国の俸給表に準じて改定しようとするものです。②の昇給制度については、①の給料表の構造の見直しに伴うもので、行政職8級以上の職員及び行政職8級相当以上の職員の昇給は、特に良好な成績で勤務した場合に限り行うこととするものです。③の諸手当については、国家公務員に準ずることを基本に、アからクの8項目の見直しを行うこととしています。34ページ、④の施行期日等ですが、令和7年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第6号「知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について」です。これからは、資料が変わりまして資料②となります。資料②の2ページからですが、5ページの概要により御説明します。

1の改正の趣旨ですが、人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定を踏まえて、特別職関係の2つの条例の一部を改正しようとするものです。

2の改正の概要ですが、期末手当について、各支給期における支給割合を改定するものです。令和6年度の支給割合については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とし、令和7年度以降の支給割合については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とするものです。今回の改正により、年間の支給割合は0.05月分引き上がることとなります。

3の施行期日ですが、規則で定める日から施行し、令和6年12月1日から適用することとしております。ただし、期末手当の令和7年度以降の支給割合については、令和7年4月1日から施行しすることとしております。

次に、議案第7号「会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第8号「会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についての意見の申出についてです。議案第7号については同じ資料②の14ページから、議案第8号については26ページからとな

	<p>りますが、議案第8号の参考資料である29ページの概要により御説明します。</p> <p>1の改正の趣旨ですが、人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、二つの条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p>2の改正の概要、(1)報酬等の上限額の引上げ改正ですが、パートタイム会計年度任用学校職員の報酬及びフルタイム会計年度任用学校職員の給料について、その上限額を改定するものです。(2)在宅勤務等手当の支給ですが、常勤職員の例により、在宅勤務等手当を支給することとするものです。</p> <p>3の施行期日ですが、2の(1)の改正については、規則で定める日から施行とし、国に準じて定める任期の短い職員等を除いて、令和6年4月1日から適用することとしております。任期の短い職員等については、令和7年3月31日まではなお従前の例によることとしております。2の(2)の改正については、令和7年4月1日から施行としています。以上のとおり、改正条例の制定について、県議会への議案の提出を行うに当たり、知事から意見照会がなされ、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮りするものです。御審議のほど、よろしく願います。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から議案第4号から議案第8号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>議案第4号から議案第8号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	<p>議案第4号から議案第8号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第9号について、引き続き教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第9号「一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についての意見の申出について」です。資料は同じ資料②の36ページからですが、39ページの概要により御説明します。</p> <p>1の改正の趣旨ですが、国家公務員等の旅費に関する法律が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、一般職の職員等の旅費に関する条例、山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与及び旅費に関する条例のうち旅費法に準拠している宿泊料等について所要の改正を行うものです。</p> <p>2の改正の内容、(1)宿泊料の改正ですが、名称を宿泊費に改め、宿泊費基準額を都道府県ごとに規定するものです。(2)宿泊手当の導入ですが、夕食代、朝食代として支給していた食卓料を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費として、宿泊手当を導入するものです。(3)その他所要の改正として、旅費法を引用している箇所等について、所要の改正を行うこととしております。</p> <p>3の施行期日ですが、令和7年4月1日から施行することとしてお</p>

	<p>ります。こちらについても、改正条例の制定について、県議会への議案の提出を行うに当たり、知事から意見照会がなされ、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮りするものです。御審議のほど、よろしく願います。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から議案第9号について説明がありました が、意見、質問はありますか。</p>
和 泉 委 員	<p>言葉を教えていただきたいんですが、改正理由の2の(1)で宿泊 費基準額ですが、これは基準であって、それを超えたらどうなるので しょうか。</p>
教育政策課長	<p>旅費が出るのは基準までということで、そういう意味での基準額と いうことになっております。超えると、自己負担となります。</p>
和 泉 委 員	<p>今まででいたい自己負担から出ていました。</p>
伊 藤 委 員	<p>そうですね。東京なんかは本当私たちも仕事で行きますが、自己負 担があります。</p>
和 泉 委 員	<p>領収書を提出しますが、実費なのでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>通常、事後清算というか事前に申し込むような形で、運用はされて おります。その際に、窓口となる旅行会社の方が、ホテル代等も含め て請求をしてくれますので、直接職員の方がやりとりをするというこ とは基本的には少ないかなと思います。個人的に申し込む場合には、領 収書は当然必要になってきますけれども、その場合にも基本的には基 準額が上限であると思います。この度の改正で、従来の旅費の基準額 よりは、ある程度昨今の物価上昇等を配慮したものになっております ので、基本的には助かることがあると思いますけれども、それを超える 際には、自己負担というものも可能性としてはあると思います。</p> <p>また、現行の制度では、特別な事情があれば、増額をして基準額を 超えて旅費の支払いを受けられる手続きはあります。令和7年度以降 の具体的な運用は示されておりませんが、同様にやむを得ない場合に は、上乘せをできる措置が講じられるのではないかと思います。やむ を得ない場合というのは、例えば、会議の主催者が宿を特定して、そ こに泊まらなければならないという場合です。そこに泊まる宿の額が 基準を超えているなどです。このような場合は認められる場合もあり ます。基準額を超えたら必ず自己負担ということではありません。</p>
教 育 長	<p>議案第9号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第9号を承認いたします。 続いて議案第10号について、引き続き教育政策課から説明をお願</p>

教育政策課長	<p>いします。</p> <p>議案第10号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について」です。資料②の81ページからが関係資料ですが、84ページの概要により御説明します。</p> <p>まず、1の改正の趣旨についてですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえ、介護休業等に係る規定を整備するものです。</p> <p>次に、2の改正の内容についてですが、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対して任命権者が講じなければならない措置を新たに規定するとともに、介護両立支援制度等の承認の請求等が円滑に行われるようにするため、任命権者が講じなければならない勤務環境の整備に関する措置について規定するものです。</p> <p>なお、3の施行期日についてですが、令和7年4月1日から施行としております。以上のおり、改正条例の制定について、県議会への議案の提出を行うに当たり、知事から意見照会がなされ、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮りするものです。御審議のほど、よろしく願います。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から議案第10号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>議案第10号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	<p>議案第10号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第11号について、引き続き教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第11号「山口県使用料・手数料条例等の一部を改正する条例についての意見の申出について」です。関係課が三つの課室となっており、歳入予算に関係する案件となりますので、私の方からまとめて御説明いたします。資料②の94ページからが関係資料ですが、97ページを御覧ください。</p> <p>1の改正する条例については、県教委関係の使用料・手数料改定で、該当する条例は(1)の山口県使用料・手数料条例となります。</p> <p>2の改正理由ですが、県教委関係で該当するのは、下線を引いた3件となります。改定理由については、(1)に記載しているとおり、現下の物価や人件費の上昇等を踏まえ、利用者の受益に応じた負担の適正化を図る観点から見直しを行いました。今回、博物館観覧料と、教育職員免許状授与等手数料のうち免許法認定講習の実施に係る手数料の2件について、所要の改正を行おうとするものです。また、</p> <p>(4)その他に記載していますが、教育職員免許状授与等手数料のうち、免許状更新等に関する各種通知書の再交付に係る手数料について</p>

	<p>は、免許更新制の解消を受け、別の証明手続きにより対応できることとなったため、廃止することとしたところです。</p> <p>3の施行期日に関しましては、3件とも令和7年4月1日からの施行としております。この条例につきましては、県議会への議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので報告し、承認を求めるものです。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から議案第11号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>議案第11号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	<p>議案第11号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第12号について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>議案第12号「山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例」について御説明します。資料②の105ページを御覧ください。</p> <p>1の改正の趣旨についてです。今回の改正は、公立学校の教職員定数について、児童生徒数の増減、教職員定数の改善等により、所要の増減員を行うものです。</p> <p>2の改正の内容です。高等学校につきましては、収容定員の減等により56人の減となります。中等教育学校につきましては、今年度と同数の64人となります。特別支援学校につきましては、学級増等により6人の増となります。中学校及び小学校につきましては、国の定数改善に伴う増員がありますが、児童生徒数の減少に伴う学級数の減等により、中学校で65人の減、小学校で54人の減となります。以上、各校種ごとの改正の内容を御説明しましたが、改正後の教職員定数の合計は12,015人となり、現行と比べ169人の減となります。</p> <p>3の施行期日は、令和7年4月1日としています。これらの条例の制定につきましては、県議会の議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認を求めるものです。以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教職員課から議案第12号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>議案第12号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	<p>議案第12号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第13号について、高校教育課から説明をお願いします。</p>

高校教育課長	<p>議案第13号「山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について」御説明します。関連の資料は、108ページから113ページまでとなっておりますが、111ページの参考資料により御説明いたします。</p> <p>改正の理由は、県立岩国高校と県立下関西高校に、併設型中学校である山口県立岩国高等学校附属中学校と山口県立下関西高等学校附属中学校を設置するため、所要の改正を行うものです。この条例改正につきまして、県議会の議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して異なる旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認を求めるものです。</p> <p>なお、附属中学校の特色等については、お配りしたリーフレットにまとめておりますので、後ほど御確認ください。御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、高校教育課から議案第13号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
教 育 長	<p>施行期日が令和7年8月1日となっているのは8月1日に開校にするということでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>設置は8月1日になります。その後、入学選抜等を行いまして、生徒の入学の準備等を進める必要がありますので、多くの高校では11月選抜ですけれども、中学校の場合は入試の日程も少し早いですし、新しい学校ですので少し準備に時間がかかりますので8月1日の設置ということです。</p>
和 泉 委 員	<p>新しい二つの中学校には期待をしたいと思っておりますけれども、8月1日に設置ということだと、教員の配置とかも8月1日に新たに配置するのでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>準備室に人員を配置いたしますけれども、7月まで県教委の職員として勤務し、8月1日に学校が設置されたときに、学校の職員として配置するという予定にしております。中学校の教職員です。</p>
教 職 員 課 長	<p>今、高校教育課長が申しあげましたけれども、学校が動き出すのは先ですが、中学校におけるカリキュラムの編成であるとか、その他の準備ということで中学校の教員として教頭職と教諭を配置し、開校に向けての準備にあたるということです。</p>
和 泉 委 員	<p>附属中学校は入学試験があるのでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>入学試験はありますが、試験問題については県教委の方で作成をいたします。試験の実施自体は学校で行います。</p>
和 泉 委 員	<p>現場の先生方は何かと大変な時期だと思いますので、そのあたりサ</p>

	<p>ポートもお願いできたらと思います。</p>
教 育 長	<p>議案第 1 3 号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第 1 3 号を承認いたします。 続いて議案第 1 4 号について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>議案第 1 4 号「損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出について」御説明します。資料は 1 1 4 ページからです。 県立学校の職員が公務中に公用車で起こした交通事故に関して、相手方から、損害賠償の請求がありました。ついては、損害賠償の金額を定めることについて、知事が地方自治法第 1 8 0 条第 1 項に基づく専決処分を行い、議会への報告に先立ち、意見の聴取がありました。これについて、1 1 5 ページのとおり、異存なしとして処理したことについて報告し、承認を求めるものです。 事故の概要についてですが、1 1 7 ページにお示ししておりますように、昨年 8 月 2 3 日に、県立田布施総合支援学校の校務技士が田布施町役場で業務を行っていた間に、サイドブレーキを引き忘れたまま駐車していた公用車が勾配により自走し、駐車場の車止めの間を通り抜けて、歩道に設置してあった田布施町役場所有のベンチに衝突し、ベンチを損傷したものです。本件は、賠償額 1 3 万 4 千 2 0 0 円が当該公用車に係る任意保険の補償額の範囲内であり、全額保険金から支払われることとなります。 なお、本件の当事者である職員に故意又は重大な過失は認められないため、当事者への賠償の請求はいたしません。今後とも、教職員の交通事故防止につきましては指導を徹底してまいります。以上です。御審議をお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教職員課から議案第 1 4 号について説明がありました が、意見、質問はありますか。</p>
	<p>議案第 1 4 号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第 1 4 号を承認いたします。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項に入りたいと思います。 報告事項 1 について、教育情報化推進室から説明をお願いします。</p>
教育情報化推進室次長	<p>報告事項 1 「やまぐちスマートスクール構想 2. 0 の推進について」御説明します。資料②の 1 1 8 ページをお開きください。 まず、概要についてです。これまで、1 人 1 台タブレット端末などの I C T 環境を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、子どもたちの可能性を広げる「やまぐちスマートス</p>

クール構想」を一人ひとりに合った学びで力を引き出す学校など、学校づくりの三つの視点を掲げて推進してきました。これにより、コロナ禍における学びの保障や教育活動の一層の充実を図ってきたところですが、この度「やまぐちスマートスクール構想」を、資料の中ほどに示しているとおおり、社会のデジタル化やデジタル技術の急速な進展に対する的確な対応をはじめとする三つの観点からアップデートし、令和7年度から「やまぐちスマートスクール構想2.0」として推進するものです。

「やまぐちスマートスクール構想2.0」では、1人1台タブレット端末などのデジタル学習基盤の充実・強化と更なる活用促進により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、誰一人取り残されない学びの保障、子どもと向き合う時間を確保するための働き方改革の推進など、デジタルを活用してリアルな学びを充実させ、子どもたちの可能性を広げてまいります。構想の推進に当たっては、これまでの三つの視点を継承しつつ、新たに、さらなるICT活用を支えるデジタル学習基盤の視点を加え、それぞれの取組の方向性や具体的な取組内容を明確にした「『やまぐちスマートスクール構想2.0』推進プラン」に基づく施策を総合的・計画的に展開していきます。

次に、その推進プランについてです。まず、1のプランの策定方針ですが、技術の進歩など変化が著しいデジタル分野の動向や国の方向性をよりの確に施策に反映するため、四つの視点の下の取組の柱ごとに、取組の方向性、主な取組、取組目標を整理しています。2のプランの位置づけと3のプランの期間ですが、位置づけは山口県教育振興基本計画の分野別計画とし、期間は令和9年度までとしています。

報告資料1別冊資料の11ページを御覧ください。こちらが、取組の体系の一覧です。参考に①の児童生徒の情報活用能力の育成についてお示しすると、12ページのアが取組の方向性です。そして、イの主な取組を今後の施策展開のロードマップとして今後3年間の計画を位置付けています。さらに13ページには、施策推進のゴールを明確にするため、ウの取組目標として、山口県教育振興基本計画に掲げる推進指標に加え、各取組の進捗をより精緻に把握するためのKPIを設定しています。

以上のように、①から⑭まである柱ごとに、このような構成としています。今後、このプランに基づく施策を総合的・計画的に展開することで、デジタルを活用してリアルな学びを充実させ、子どもたちの可能性を広げる「やまぐちスマートスクール構想2.0」を推進してまいります。

教 育 長

ただいま、教育情報化推進室から報告事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。

伊 藤 委 員

少し懸念することがありまして、大人になってそういうデジタル機器はもう皆さん巧みに使われるんですけども、漢字が書けないという大人が増えたりとか大学生もそうなんですけれども、増えているということです。そこで他県を少しいろいろと調べたら、結構中学生ぐらいから漢検を推奨している県があるようです。山口県はどうなっているのでしょうか。

義務教育課長	<p>中学校の取組については、市町教委の所管になるので詳しくは言えないのですが、実際のところは英語検定と漢字検定、これに取り組んでいる学校があるというのは聞いております。学校教育に関して、まさにこのデジタルが入ってきて、今まであった教育との住み分けというか、その中にベストミックスが一番良いと思っています。ただ教育の中では廃れてはいけないもの、例えば漢字の文化だとか、そういったものについてはこれから教育界全体がしっかりと見ていく時期に来ているのではないかと考えております。我々もしっかりと、これは無くしてはならないもの、という観点からやっていきたいと考えております。</p>
伊藤委員	<p>ぜひ、よろしくお願ひします。私は仕事で、大学生の記録を見ることがあるのですけれども、誤字脱字がすごく増えてきているように感じます。そういったところで英検や漢検をできたら推奨してほしいと思っています。絶対ではないのですけれども、御家庭の判断ということで推奨していただけたら、少しでも漢字が書ける大人が増えていくのではないかなと思います。私もそうなんですけれども、キーボードを打ってしまうとどうしても漢字を忘れてしまうというか、そういうことになるので、できたら推奨していただければ助かります。</p>
義務教育課長	<p>市町教委と協力しながらやっていきたいと思ひます。</p>
和泉委員	<p>積極的に活用して子どもたちが自由に学べる環境になってほしいなと思うのですが、取組の目標、指標ですけれども、18ページを見ると、使っている高校が何割であるとか、週3回以上とか、そういった数値目標が分かりやすいと言えれば分かりやすいのですが、何のために使うのかという、それを使うこと自体が目標にならないようにしてほしいと思ひます。振り返り、個別最適な学びのために子どもたちが本質的にタブレット端末を使って、自らの学びが深まるような形で授業の中では使っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
教育情報化推進室次長	<p>委員の御指摘の通りです。数値目標を達成する手法として手段が先行してしまつては元も子もないと思ひております。文科省の方も言っておりますけれども、デジタルリアルかというどちらかを選ぶのではなくて、それぞれの指導の効果等、そういったものをしっかりと考えてデジタルを採用するものはデジタルを採用する、リアルな学びを採用するものはリアルを採用する。教師の意図的な指導というのが非常に重要になってくると思ひますので、こういったプランを進めてまいりますけれども、教員研修等を通してしっかりと、手段に偏らないと言ひますか、目的を明確にしてデジタルの良さを活かした部分で活用していく、そういったことをしてまいりたいと思ひます。</p>
廣兼委員	<p>「やまぐちスマートスクール構想2.0」の2.0はどういう意味なのでしょう。</p>
教育情報化推進室次長	<p>次のステージにステップアップするというイメージです。例えば今</p>

	<p>言葉として「Society 5.0」とかいった形で、世代が代わるのを2.0とか3.0というような言い方をしますので、ステップアップするという意味で2.0という形にしております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。 続いて報告事項2について、教職員課から説明をお願いします。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>それでは資料②の120ページを御覧ください。前回、教育委員会会議の前に事前にお話しさせていただきましたけれども、報道等に発表しましたので、改めて御報告いたします。令和7年度に実施いたします令和8年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験について、1月31日に実施要項を発表しましたので、その概要を御説明いたします。既に発表しておりますとおり、来年度実施の選考試験については、文部科学省の示した標準日にあわせ、例年より2か月程度早く第一次試験を実施することとしており、それに伴い、実施要項も昨年より早く発表しております。</p> <p>はじめに、1の(1)「選考区分及び志願区分(校種等)」についてですが、一般選考、障害者を対象とした選考に加え、ウからキまでの五つの特別選考を実施することとしております。</p> <p>次に、121ページの(2)教科(科目等)及び採用見込者数についてです。全体では411人程度としており、昨年度と比べ8人少ない人数となっております。校種別、教科(科目等)別の内訳については、表にお示ししているとおりで。また、令和5年度実施の選考試験から実施しております、教員免許を持たない方を対象とした教職チャレンジサポート特別選考につきましては、来年度も実施することとしており、令和9年度又は10年度採用として、別途5人程度を見込んでおります。</p> <p>123ページ、2の出願受付期間については、2月1日から3月14日午後5時までとしております。</p> <p>3の選考試験期日については、先程も申しましたが2か月程度早期化を図り、第一次試験は5月、第二次試験は7月に実施します。</p> <p>4の選考試験会場についてです。第一次試験においては、例年同様、山口県内の3会場と、九州、関西、東京会場となります。ただし、関西、東京会場では特別選考のみの実施としています。第二次試験は県内4会場ですが、このうち山口県セミナーパークについては、昨年度までの山口農業高校に代わるものです。他3校は、例年通りです。</p> <p>5の選考試験内容についてはお示ししているとおりで。6の選考試験結果の発表の日程についてですが、こちらも昨年より2か月程度早くなっております。</p> <p>7の試験の主な変更点について御説明します。1点目の日程の早期化については、先程も述べておりますとおりで。2点目は第一次試験における大学3年生受験制度の導入です。大学3年生も第一次試験を受験できるようにいたしました。合格者は、令和8年度実施の選考試験の第一次試験が免除となります。3点目は特別支援学校における試験項目の見直しです。これまでは、特別支援学校の受験者は、第一次試験において、教科専門及び実技の受験が必要でしたが、今回からは不要としております。4点目は併願パターンの拡大です。小学校、</p>

	<p>中学校、高等学校の志願者で特別支援の教員免許状をもつ者は、特別支援学校を併願することを可能としております。5点目は、養護教諭の第一次試験において実施していた実技試験の廃止です。6点目はエキスパート人材特別選考の特別免許状対応教科の拡大です。特別免許状とは、教員免許状を持たないが優れた知識経験等を有する社会人等を教師として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図ることを目的として都道府県教育委員会が授与する免許状です。この特別免許状の授与に対応する教科（科目等）を中学校技術、家庭と高等学校理科、家庭にも拡大して募集します。さらに7点目の、エキスパート人材特別選考の要件の見直しについてですが、これまでは同一の民間企業等において5年以上継続勤務した経験を有する者を対象としていましたが、5年以上を3年以上に変更いたしました。以上の7点が主な変更点となります。8の実施要項の取得等について、9のその他は御覧のとおりです。</p>
	<p>10の説明会等についてです。（1）にありますとおり、選考試験に向けての志願者応援説明会を2月1日に実施しました。また、（2）では、主に教員免許を持っていない方を対象とした個別相談会、また、（3）では大学3年生受験を検討している現大学2年生を対象としたオンライン説明会を今後予定しております。以上となりますが、本日、御説明しました試験制度の改善や様々な広報活動をとおして、引き続き、志願者拡大、質の高い教員の確保、受験機会の増加等に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま、教職員課から報告事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
<p>和 泉 委 員</p>	<p>教員確保ということで、どの自治体さんも大変苦労されていて、山口県としてもいい学生に受験してもらいたいので必死かと思うのですが、文科省の基準が5月11日ということなのですが、来年度のこの採用試験に関してほとんどの自治体はもう日程は出ていると思うのですが、5月11日にしているという自治体はまだほとんど無いというか数少ないと思うんですけども、中国地方も広島・岡山はあまり変わってなくて、島根が1週間遅れるようです。鳥取は6月ぐらいになっていますけれども、あと九州が6月、関西も6月、東北、関東は7月とあまり変わってないと思うんですけど、そういった中で5月にした影響、多くの受験者を確保したいということなんでしょけど、今年度の高知県で話題となった7割が辞退された、そういったことも多分に起こるのではないかなと思うのですが、追加募集もされるように聞いておりますが、山口県の見通しとか戦略とかどういった見通しでされて、その結果、どのような効果を期待されていますか。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>今、県教委の方で把握しております5月11日の基準日に合わせて行うところが茨城県、静岡県、新潟県、長崎県、こちらが5月11日基準日実施です。本県は10日、11日です。お話にありましたように高知県は今年度5月の末に行っています。来年もその5月の31日ということで、文科省の基準日より少し遅いですが、5月ということになっております。島根県は5月17日となっています。これ</p>

らが5月です。その他は、6月であったり7月だったりとということです。本県は今年7月に行いましたけども、実はもうすでに6月に実施するように基準日が示されたところを本県はついていってなく、九州を中心に今年度実施の試験では皆6月に合わせた、という状況がありました。その基準日の設定によって、今各県の実施の状況がばらついているのは事実です。これによりまして他県を併願することができますので、高知県のように複数県受けた中で、また高知県が一番早く実施をした関係もありますので、そこに力試しで受けた者が逃げていった、補欠合格的なものを打っていてもそれにも増して逃げていったという状況が報告されていたかと思います。県教委としましてはまず、文科省の基準日に従ってみたら、意外に誰もついてきていなかったという正直驚いたところではあるんですが、元々この主旨としましては、民間とどちらに行こうか迷っている学生さんに早目に進路の方向性を定めるというところが一つの導入趣旨ではあります。県教委も他県の状況を見た中で、鳥取だとか高知県はかなりの人が逃げているのですが、これらは関西会場等で実施をした際に、関西圏のかなりの学生が力試しで受けてきていて、ほとんど逃げていっているという状況があります。関西会場で受験した学生のほとんどが残っていない状況になっています。先程少しお話ししましたけれども、本県も関西等で試験をやっていますけれども、九州会場は今年からやりましたけれども、関西・東京会場においては特別選考に限定をしておりますので、かなり大学新卒者が殺到するという状況はないと思われま。社会人経験等されていて、本県で入職を希望しておられる方であるとか、より確実に本県への入職を意識してる方が受けてこられるという想定で、東京会場と関西会場では特別選考だけ実施します。一概にその高知県・鳥取県のような状況にはならないのではないかと、とは思っております。加えまして、やはりそうは言っても他県に比べて早いで、本県まで足を運んで受ける学生も今までよりは増えるかとは思いますが、それにつきましては動向を見ながら合格をどこまで打つかというのは試算をしていく必要があるかと思っております。今年度の合格を打つ際に追加合格を打てるような準備はしてありまして、辞退者が出た場合には追加合格者を出していくという措置は取っておりますので、それらのことも併せて考えていきたいと思っております。報道を賑わすことがないように努力をしてまいりたいと思っております。

和 泉 委 員

ありがとうございます。7月の従来の期間に受けてくるような方は、そのまま5月に移っても受けると思うんですけども、その中で他県から腕試しで受験した人が、自分の出身県で残念ながら落ちて、山口県にいくらか残ってくれるようになればいいのかなとは少し思います。大学生の状況を見てみると、多分普通の一般の教育学部はそうだと思うのですが、今、民間企業はもう3年生の終わりくらい、3月くらいにエントリーが終わって、4月に適性検査があつて、5月が面接のピークあたりになると思うんですけど、多分そういった時期に国立大学の学生なんかは、そういった時期に企業と教員採用と天秤にかけてなんていう学生はあまりいないのが現状じゃないかなと思えます。最初から就職する人は3年のうちから内定をもらって採用試験を受けませんという学生と、最初から採用試験を受ける学生は最初から

	<p>民間なんかには行かずに教員採用試験を受けるので、国立私立はあまり変わらないと思っています。私立の学生さんは天秤にかけるかなと思いますけれども、追加合格も必要になってくるのではないかと思います。少しでも良い学生さんにいろいろと進めていただければと思います。</p>
<p>教職員課長</p>	<p>ありがとうございます。今の大学3年生の就職状況の件ですが、3年の冬くらいから始まっていくということですが、そういった意味で今度実施します3年生受験という部分については、3年生の5月で受けられますので、この段階で民間に行こうかどうしようかと少し迷っているような学部、教育学部ではない他学部の学生さんにとっては仮にこの5月の本県の一次で受かって、次年度一次試験免除の資格を確保することができれば教職ということを考える学生も出てくるのではないかと期待はしているところです。</p>
<p>和泉委員</p>	<p>教職チャレンジサポート特別選考の方では、もう3年ぐらいになるかと思うんですけども、具体的に就職して活躍している方もおられると思うのですが、今の状況はいかがでしょうか。</p>
<p>教職員課長</p>	<p>この度の募集が3年目になります。今、実際に今年教職チャレンジサポート選考で研修されている方の中で、1年で教職単位を修得される方がいますので、この4月から1人の方が現場に入られます。残りの方はまだもう1年単位修得が続きますけれども、今年実施した採用試験で教職チャレンジサポート選考に受かった第2期生が今度4月から1期生と一緒にまた研修を続けていくという形になります。</p>
<p>和泉委員</p>	<p>大変倍率もかなり高い倍率で、おそらく優秀な方がほとんどではないかなと思うのですが、かたや例えば工業の教員、採用枠が一般の方よりも多いくらい人数が毎年出ているわけですが、実際に採用されていない状況です。先程エキスパート枠で社会人枠で経験年数を下げたという話もあったと思うのですが、工業高校の教員を採用するときこのチャレンジ枠の中に工業枠を設けるかどうか、そうするとエキスパート枠のダブリになるような気もしますが、片方エントリーしたら両方エントリーにしたようにみえますか、工業の教員が足りないをよく話を聞くんですが、そういったところでの教職チャレンジ枠みたいなのがあれば確実に採れるのではないのでしょうか。この制度はいろいろなところから優秀な方がチャレンジしていただいて、費用はかかるんでしょうけれども、かなり優秀な方が集まって採れる制度ではないかなと思ったりはしています。また今後、いろいろな制度改革も必要になってくるのではないかなと思いますが、またいろいろな改革の中で一つの可能性としてとめていただければと思います。</p>
<p>教職員課長</p>	<p>この工業の教員確保について我々が一番課題意識を持っております。募集しても受けに来ないであるとか、出願していても受けに来なかったりとかいうこともあったりします。教職チャレンジサポートとエキスパートについてですが、エキスパートの方は免許を持っていな</p>

<p>教 育 長</p>	<p>い方でも特別に免許を授与する、チャレンジサポートは免許を持っていない方が通信教育等で免許を取ることを支援するというものですから、より早く山口県に入職するのであればエキスパートの方が早く入れるということではあります。ただいろいろ既存の制度と新たな制度をどのように設計していくかは引き続き研究してまいりたいと思います。</p> <p>それでは、報告事項2については、以上とおりとします。 それでは、協議事項に入りたいと思います。 協議事項1について、学校運営・施設整備室から説明をお願いします。</p>
<p>学校運営・施設整備室次長</p>	<p>協議事項1「公の施設の見直しについて」です。資料②124ページからですが、126ページを御覧ください。昨年9月の第1回行財政改革統括本部会議における「施設ごとの見直しの方向性（案）」に基づき、秋吉台青少年自然の家の廃止について、これまで美祢市と協議を重ねてきました。美祢市は、児童生徒数や宿泊者数の減少、地域バランスを考慮して青少年自然の家を4施設から3施設に再編すること、そして、老朽化の状況や利用者の減から、本施設を廃止することについて理解を示されました。このことを踏まえ、昨日行われた第2回行財政改革統括本部会議において、秋吉台青少年自然の家については、令和7年度末で施設を廃止するという対応方針案が確定したところです。今後は、県議会への報告を経て、対応の具体化に向けて取組を進めていくこととなります。御協議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま、学校運営・施設整備室から協議事項1について説明がありました。意見、質問はありますか。</p>
<p>和 泉 委 員</p>	<p>老朽化や利用者数の減少等により、いたし方ないのではないかと思います。美祢市との方とも協議されて、御理解いただいたということですが、美祢市としては、残してもらいたいということはあるとは思いますが、話し合いの中で、美祢市から何かありましたでしょうか。</p>
<p>学校運営・施設整備室次長</p>	<p>美祢市からは、秋吉台の自然を体験できる施設の廃止は残念であるという御意見がありましたが、老朽化の状況や利用者数の状況からこの施設を廃止することについては、やむを得ないということで理解を示されました。また、廃止後の対応として二つの要望がありました。一つは秋吉台の豊かな自然環境を生かし、教育的効果の高い自然体験活動を実施してほしいということ、二つ目は、跡地の民間での利活用について検討してほしいというものでした。</p>
<p>和 泉 委 員</p>	<p>美祢市としては当然そういった要望も出したいというところで語られたと思います。そういう要望を受けて具体的な検討はこれからになると思うのですが、県のほうから何か対応されるというような御予定はあるのでしょうか。</p>
<p>学校運営・施設整備室次長</p>	<p>二つの要望のうち自然体験活動については実施につきまして前向きに検討していきたいというように考えております。それから跡地の利</p>

和 泉 委 員	<p>活用については市と相談しながらいろいろな可能性を検討していきたいと考えております。それぞれの具体的な対応につきましては廃止までの1年間にしっかりと検討していきたいと考えております。</p> <p>ぜひ、地元の美祢市の御意見を取り入れながらいろいろなアイデアを形で発展的になっていければいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>それでは、協議内容のとおりに進めていただきたいと思います。</p> <p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>次回の教育委員会会議は、3月19日（水）午後2時を予定しております。よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>次の議題からは、非公開で審議することとなりました。報道の方並びに職員以外の方は、退席していただきますようお願いいたします。</p>